



※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください。

「平成」から「令和」へ ～節目に関わるトラブル～

元号が「平成」から「令和」へと変わり、改元に便乗した詐欺など、トラブルが増加しています。巻き込まれることのないよう十分に気をつけましょう。



天皇陛下の退位を記念したアルバムを購入しませんか

電話勧誘販売

「改元で法律が変わるので口座情報や個人情報に記載し返送してください」〇〇銀行



なりすまし詐欺

ほかにも、「注文していないのに、皇室に関するアルバムが届いた」などの送り付け商法などもあります。

平成30年度 福島県消費生活センター相談状況

通信関係のトラブルについての相談が多く寄せられました。

平成30年度の消費生活相談件数は、4,624件でした。

「デジタルコンテンツ（パソコンや携帯電話、スマートフォン等を通じた情報利用に関するトラブル）」では各年代から相談があり、世代を問わず通信関係のトラブルが多くなっています。「商品一般」では、架空請求ハガキによる相談が多数寄せられました。

平成30年度商品別相談件数

相談件数:4,624件

1	デジタルコンテンツ	611件
2	商品一般	560件
3	インターネット接続回線	297件
4	相談その他	213件
5	フリーローン・サラ金	209件

【参考】平成29年度相談件数：5,035件

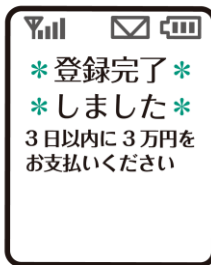


困ったときは
ひとりで悩まずすぐ相談！

福島県消費生活センター
024-521-0999

最近の相談事例

ワンクリック請求



Q スマートフォンで無料のアダルトサイトに興味本位で接続しました。「20歳以上ですか」という画面で「はい」をクリックしたところ、突然「会員登録完了、登録料3万円をお支払いください」という表示が出て、画面から消えません。画面には業者の連絡先が書いてあるのですが、支払わなければならないのでしょうか。

A 一方的に会員登録完了と表示されても、当事者間の合意がないため契約が成立したとはいえ、料金を支払う義務はありません。業者に連絡してしまうと、氏名、住所、職業、連絡先などの個人情報を聞き出されて、今後、その個人情報を悪質業者に利用されるおそれもあるため、決して連絡してはいけません。

なお、画面の表示は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にして、慌てずに削除しましょう。



結婚相手紹介サービス

Q 1週間前に結婚相手紹介サービス業者の広告を見て、1年間で約40万円の契約をしました。しかし、よく考えると高額で不安なため解約したいのですが、できるでしょうか。

A 結婚相手紹介サービスのうち、契約期間が2カ月を超え、かつ金額が5万円を超えるものは、特定商取引法に規定されている「特定継続的役務提供」にあたり、契約書を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフ（契約の無条件解除）ができます。また、クーリング・オフ期間が経過した後でも、理由を問わず中途解約ができます。中途解約に伴う違約金には上限がありますが、既に受けたサービス料金は支払わなくてはなりません。

契約する際には結婚相手紹介サービスは成婚を約束するものではないことを念頭に置き、契約内容や解約条件をよく確認するなど、様々な情報を比較検討して業者を選びましょう。

チケットトラブル

Q インターネットで検索したサイトで、スポーツ観戦チケットを1枚3万円で購入しようとしたら、注文確定画面で「合計金額10万円」と表示されました。よく確認すると公式サイトではなく海外のチケット転売仲介サイトでしたが、キャンセルできるでしょうか。

A 今回のケースは通信販売にあたるため、「チケットが正規の価格より高額である」という理由だけで解約することはできず、クーリング・オフ（契約の無条件解除）の対象にもなりません。




また、転売は主催者が禁止している場合や、転売チケットでは会場に入れない場合もあるため、チケットを購入する際は、公式チケット販売サイトかどうかよく確認してから購入することが大切です。





出前講座(講師派遣)のご案内

無料で講師を派遣しております。講師派遣のご希望があれば、お気軽にご連絡ください。

テーマ	派遣先(対象)	お問い合わせ先	備考
一般向け：日本の財政を考えよう、多重債務に陥らないために 高齢者向け：なりすまし詐欺防止 児童・生徒向け：マネークイズ、お金のトラブル防止 など	老人会(高齢者・生涯学級)、学校(小学校～大学)、企業・団体 など	東北財務局 福島財務事務所総務課 024-535-0301	・人数不問 ・時間・形式等について個別対応可 
消費者トラブル、生活設計、税金、金融・経済、金銭教育、相続・法律関係、18歳までに学ぶ契約の知恵 など	公民館、婦人会、老人会など地域の各種講座、幼稚園、学校(小学校～大学) など	福島県金融広報委員会 (日本銀行福島支店総務課内) 024-521-6355	・原則10名以上 ・希望日の1ヶ月前までに要連絡
消費者教育(悪質商法・多重債務)、相続と遺言、成年後見制度、契約の基礎、法教育 など	高校生、社会人、高齢者 など	福島県司法書士会 024-534-7502	・原則として平日午後 ・テーマは希望に対応可 ・副読本、教材用DVD提供可
消費者教育(契約に関する基礎知識、借入・悪質商法、インターネット・SNSのトラブル など)	学校(大学、高等学校 など)	福島県弁護士会 024-534-2334	・学年単位、クラス単位など ・100分以内 ・その他応相談
高校生・若者のための消費者講座(スマートフォン・インターネットのトラブル、お金の大切さ、カードの使い方)	高等学校、専修学校、大学・短大	福島県労働福祉協議会 024-521-5464	・学年単位、クラス単位など 
悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル など 	公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校(小学校～大学) など	福島県消費生活課 024-521-7736	・最寄駅まで送迎を依頼する場合あり ・希望日の1ヶ月前までに要連絡

お知らせ

福島県のホームページでは「なりすまし詐欺被害防止電子紙しばい」など、“楽しく学べる”情報を掲載しています。

【福島県消費者教育】で検索してください！！



QRコードから
消費者教育専用
ページへ！！



消費者ホットライン188

“188”に電話すると、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してくれます。

困ったときは1人で悩まず
ご相談ください。



「ともに築こう 豊かな消費社会

～誰一人取り残さない 2019～

毎年5月は消費者月間です。令和元年度は「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない 2019～」を統一テーマとして、消費者、事業者、行政が一体となって、全国各地で消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を行っています。県でも、消費者月間記念事業として、以下のイベント等を開催しました。

県民の皆様方にもぜひ積極的にご参加いただき、身近な「消費生活」について、一緒に考えてみませんか。

○街頭啓発（5月27日 福島駅東口駅前広場にて）

○消費者月間ポスター、パネル展示（5月13日～24日 県庁舎2階連絡通路にて）

消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。



【問い合わせ先】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295

自家消費野菜等の放射能検査について

県消費生活センターや各市町村では、自家消費野菜等の放射能検査を実施しています。県消費生活センターにおける問い合わせ窓口は下記のとおりです。

電話予約制 県消費生活センター 受付専用電話 024-521-8397
〒960-8043 福島市中町8-2（自治会館1階）
※受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00
13:00～17:00

～各市町村での放射能検査については各市町村役場 担当課にお問い合わせください～

福島県 自家消費野菜 放射能検査

検索

